



市税は 納期限内に納付を

悪質滞納は
許しません!!

市税は、“まちづくり”のための大切な財源です。必ず納期限内に納付しましょう。

納期限内に納付がない方には、督促状や催告書を送付したり、直接自宅に訪問したりして、できるだけ早い時期の納税を促しています。

それでも納税がない場合には、納期限内に納税した方との公平を保つため、財産の差押えを行います。

また、市の新たな試みとして、今年度から「タイヤロック」を導入し、預貯金や不動産の差押えとともに自動車の差押えを実施します。

茨城県では昨年度から自動車の差押えを実施して大きな成果を挙げており、県内の市町村でも導入の波が広がっています。

『自動車の差押え』とは？

再三の納税催告に応じない滞納者が所有する自動車に対する陸運支局の登録を差し押さえ、それでも納付がない場合は、自宅にお伺いしてその場で「タイヤロック」を装着し、自主的な納付を促します。

さらに、それでも納付がない場合は、公売により換価して滞納金に充当します。

「タイヤロック」を装着された自動車は運行不能の状態となり、無理に自動車を移動・隠蔽したり、「タイヤロック」を除去しようとしたりして破損させた場合は、地方税法第168条(滞納処分に関する罪)及び刑法第96条(封印破棄の罪)等により処罰の対象となります。



タイヤロックの装着

《茨城租税債権管理機構》

悪質な滞納者や高額滞納者は、徴税の専門機関である「茨城租税債権管理機構」へ事務移管されます。

同機構では、滞納者の財産をすべて調査し、生命保険や預貯金、不動産などを差押えとともに公売等によって換価し、滞納金に充当します。



★問合せ先：納税課 収納グループ(内線118・119)